

日本国憲法の改正手続に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令 参照条文

【目次】

○銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）	1
○銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）	3
○国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）	8
○外務省組織令（平成十二年政令第二百四十九号）	9
○総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）	11
○日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）	13

○銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）

（猟銃及び空気銃の許可の基準の特例）

第五条の二 都道府県公安委員会は、第四条第一項第一号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者が次のいずれかに該当する場合でなければ、許可をしてはならない。

一 次条第二項の講習修了証明書の交付を受けている者でその交付を受けた日から起算して三年を経過しないもの

二 猟銃及び空気銃の取扱いに関し、前号に掲げる者と同等以上の知識を有する者として政令で定める者

2 都道府県公安委員会は、第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、許可をしてはならない。

一 二十歳に満たない者（政令で定めるところにより政令で定める者から推薦された者にあつては、十八歳に満たない者）

二 人の生命又は身体を害する罪（死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮に当たるものに限る。）で政令で定めるものに当たる違法な行為をした日から起算して十年を経過していない者

三 銃砲、刀剣類、第二十一条の三第一項に規定する準空気銃又は第二十二条に規定する刃物（第二十四条の二において「銃砲刀剣類等」という。）を使用して、前号に規定する罪以外の凶悪な罪（死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮に当たるものに限る。）で政令で定めるものに当たる違法な行為をした日から起算して十年を経過していない者

3 都道府県公安委員会は、第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合でなければ、許可をしてはならない。

一 現に第四条第一項第一号の規定による許可を受けて所持しようとする種類の猟銃を所持している者（当該猟銃に係る第五条の五第二項の技能講習修了証明書（次号において「技能講習修了証明書」という。）の交付を受け、その交付を受けた日から起算して三年を経過していない者又は当該種類の猟銃に係る射撃競技で政令で定めるものに参加する選手若しくはその候補者として適当であるとして政令で定める者から推薦された者に限る。）

二 海外旅行、災害その他の政令で定めるやむを得ない事情により、第七条の三第二項の規定による許可の更新を受けることができなかつた者で、当該事情がやんだ日から起算して一月を経過しないもの（当該許可を受けて所持していた猟銃に係る技能講習修了証明書の交付を受け、その交付を受けた日から起算して三年を経過していない者に限る。）

- 三 所持しようとする種類の猟銃に係る第五条の四第二項の合格証明書の交付を受けている者でその交付を受けた日から起算して一年を経過しないもの
- 四 所持しようとする種類の猟銃に係る第九条の五第五項の教習修了証明書の交付を受けている者でその交付を受けた日から起算して一年を経過しないもの
- 五 所持しようとする種類の猟銃に係る射撃指導員
- 四 都道府県公安委員会は、第四条第一項第一号の規定による許可の申請に係る猟銃がライフル銃（銃腔に腔旋を有する猟銃で腔旋を有する部分が銃腔の長さの半分をこえるものをいう。以下同じ。）である場合には、当該ライフル銃の所持の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する者でなければ、許可をしてはならない。
 - 一 狩猟又は有害鳥獣駆除の用途に供するためライフル銃を所持しようとする者にあつては、ライフル銃による獣類の捕獲（殺傷を含む。以下同じ。）を職業とする者、事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者又は継続して一年以上第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可を受けている者
 - 二 標的射撃の用途に供するためライフル銃を所持しようとする者にあつては、政令で定めるライフル射撃競技に参加する選手又はその候補者として適当であるとして政令で定める者から推薦された者
- 五 第三項第二号に掲げる者として第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可を受けた者については、前項第一号の規定の適用については、同号中「継続して十年以上第四条第一項第一号」とあるのは、「第八条第一項第八号の規定により許可が効力を失つた日前において継続して第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可を受けていた期間と前項第二号に掲げる者として第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可を受けた日以後において継続して同号の規定による猟銃の所持の許可を受けている期間とを通算して十年以上同号」とする。
- 六 都道府県公安委員会は、第四条第一項第五号の二の規定による許可の申請に係る空気銃が空気けん銃である場合には、当該空気けん銃の所持の許可を受けようとする者が年少射撃資格者に対する政令で定める運動競技会の空気けん銃射撃競技のための空気けん銃の射撃の指導に従事する者として適当であるとして政令で定める者から推薦された者でなければ、許可をしてはならない。

○銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）

（人の生命又は身体を害する罪等）

第十二条 法第五条の二第二項第二号の政令で定める罪は、次に掲げるものとする。

- 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第七十七条から第七十九条まで、第八十一条、第八十二条、第八十七条、第八十八条、第九十三条、第九十六条（同条第三号を除く。）、第九十八条、第九十九条若しくは第一百条第一項に規定する罪、同法第一百十一条第一項に規定する罪（同法第九十九条第二項の罪を犯す行為に係るものに限る。）、同法第一百十二条に規定する罪、同法第一百七十七条第一項に規定する罪（同法第一百十条に規定する物を損壊する行為にあつては、当該物が自己の所有に係るときを除く。）、同法第一百八条第一項に規定する罪（人の生命又は身体に危険を生じさせる行為に係るものに限る。）、同条第二項、第九十九条、第一百十条、第一百二十四条第二項、第一百二十六条、第一百二十七条、第一百二十八条（同法第一百二十六条第一項又は第二項に係る部分に限る。）、第一百四十四条から第一百四十六条まで、第八十一条、第九十六条、第九十九条、第一百零一条から第一百五十五条まで、第二百三十五条後段、第二百四十四条から第二百四十六条まで、第二百四十八条、第二百四十九条若しくは第二百五十一条に規定する罪、同法第二百五十二条若しくは第二百二十六条の二第三項に規定する罪（生命又は身体に対する行為に係るものに限る。以下この条において「加害目的略取罪等」という。）、同法第二百二十七条第一項に規定する罪（加害目的略取罪等を犯した者を幫助する目的とする行為に係るものに限る。以下この条において「加害目的略取幫助罪等」という。）、同法第二百二十七条第三項に規定する罪（生命又は身体に対する加害の目的とする行為に係るものに限る。以下この条において「加害目的被略取者引渡し罪等」という。）、同法第二百二十八条に規定する罪（加害目的略取罪等、加害目的略取幫助罪等又は加害目的被略取者引渡し罪等に係る部分に限る。次項第一号において「加害目的略取未遂罪等」という。）、又は同法第二百四十一条、第二百四十二条後段、第二百四十三条（同法第二百四十一条に係る部分に限る。）、若しくは第二百四十一条後段に規定する罪
- 二 爆発物取締罰則（明治十七年太政官布告第三十二号）第一条、第二条又は第四条に規定する罪（治安を妨げ又は人の身体を害しようとする目的とする行為に係るものに限る。）、
- 三 決闘罪に関する件（明治二十二年法律第三十四号）第二条又は第三条に規定する罪
- 四 暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）第一条に規定する罪（刑法第二百八条の罪を犯す行為に係るものに限る。）、暴力行為等処罰に関する法律第一条ノ二に規定する罪又は同法第一条ノ三に規定する罪（刑法第二百八条の罪を犯した者

- がする行為又は人を傷害する行為に係るものに限る。)
- 五 盗犯等の防止及び処分に関する法律(昭和五年法律第九号) 第四条に規定する罪(刑法第二百四十条前段の罪を犯す行為に係るものに限る。)
- 六 消防法(昭和二十三年法律第八十六号) 第三十九条の二に規定する罪
- 七 航空機の強取等の処罰に関する法律(昭和四十五年法律第六十八号) 第二条に規定する罪
- 八 人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律(昭和四十五年法律第四百二十二号) 第二条に規定する罪
- 九 火災びんの使用等の処罰に関する法律(昭和四十七年法律第十七号) 第二条に規定する罪(人の生命又は身体に危険を生じさせる行為に係るものに限る。)
- 十 人質による強要行為等の処罰に関する法律(昭和五十三年法律第四十八号) 第四条に規定する罪
- 十一 細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律(昭和五十七年法律第六十一号) 第九条第一項に規定する罪、同条第二項に規定する罪(人の生命又は身体に危険を生じさせるものに限る。)
- 十二 流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法(昭和六十二年法律第三百三号) 第九条第一項から第三項までに規定する罪
- 十三 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(平成七年法律第六十五号) 第三十八条第一項に規定する罪、同条第二項に規定する罪(人の生命又は身体に危険を生じさせる行為に係るものに限る。)
- 若しくはこれらの罪に係る同条第三項に規定する罪又は同法第四十条に規定する罪
- 十四 サリン等による人身被害の防止に関する法律(平成七年法律第七十八号) 第五条に規定する罪
- 十五 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第一百四十四号) 第六十七条に規定する罪
- 十六 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第三百三十六号) 第三条(同条第一項第三号に係る部分に限る。)、第四条(同法第三条第一項第三号に係る部分に限る。)
- 又は第六条(同条第一項第一号に係る部分に限る。)に規定する罪
- 十七 放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律(平成十九年法律第三十八号) 第三条に規定する罪(人の生命又は身体に危険を生じさせる行為に係るものに限る。)

十八 海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（平成二十一年法律第五十五号）第四条に規定する罪
2 法第五条の第二項第三号の政令で定める罪は、次に掲げるものとする。

- 一 刑法第九十五条、第九十八条、第九十九条、第一百条、第一百零二条（同法第九十七条及び第一百零一条に係る部分を除く。）、第一百七十六条、第一百七十七条、第一百七十八条の二（同法第一百七十七条に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第一百七十九条（同法第一百七十六条、第一百七十七条又は第一百零八条の二に係る部分に限る。）、第一百九十四条、第一百九十五条、第二百二十条若しくは第二百二十三条に規定する罪、同法第三十三章（同法第二百二十八条の二から第二百二十九条までを除く。）、第二百二十九条若しくは第二百三十一条に規定する罪、加害目的略取幫助罪等、加害目的被略取者引渡し罪等及び加害目的略取未遂罪等を除く。）、又は同法第二百三十四条、第二百三十六條、第二百三十八條、第二百四十一条前段、第二百四十三条（同法第二百三十六條、第二百三十八條又は第二百四十一条前段に係る部分に限る。）、第二百四十九条若しくは第二百五十条（同法第二百四十九条に係る部分に限る。）に規定する罪
- 二 爆発物取締罰則第一条又は第二条に規定する罪（治安を妨げ又は人の身体を害しようとする目的とする行為に係るものを除く。）
- 三 国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）第二十二条第二項に規定する罪
- 四 海底電信線保護万国連合条約罰則（大正五年法律第二十号）第四条第二項に規定する罪
- 五 暴力行為等処罰に関する法律第一条に規定する罪（刑法第二百八条の罪を犯す行為に係るものを除く。）、又は暴力行為等処罰に関する法律第一条ノ三に規定する罪（刑法第二百八条の罪を犯した者がする行為及び人を傷害する行為に係るものを除く。）、
- 六 盗犯等の防止及び処分に関する法律第二条（同条第一号に係る部分に限る。）に規定する罪、同法第三条に規定する罪（刑法第二百三十六條若しくは第二百三十八條の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）、又は盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条に規定する罪（刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）、
- 七 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第一百七十七条に規定する罪
- 八 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条の四第一項又は第二項に規定する罪
- 九 国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第一百零一条第一項第八号に規定する罪
- 十 最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第三十六号）第四十六条に規定する罪
- 十一 職業安定法（昭和二十二年法律第四十一号）第六十三条第一号に規定する罪

- 十二 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第九十七条第一項第五号（同法第九十八条に係る部分に限る。）又は第九十八条の三（同法第三十八条の二第一号（同法第六十六条の十五において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）に規定する罪
- 十三 船員職業安定法（昭和二十三年法律第三十号）第一百十一条第一号に規定する罪
- 十四 競馬法（昭和二十三年法律第五十八号）第三十二条の五に規定する罪
- 十五 自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第六十四条に規定する罪
- 十六 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二百二十五条、第二百二十九条又は第二百三十条第一項（同項第三号を除く。）に規定する罪
- 十七 小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）第六十九条に規定する罪
- 十八 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二十一条第二項に規定する罪
- 十九 商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第三百五十六条第一号に規定する罪
- 二十 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二百三十六条第四項に規定する罪
- 二十一 モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）第七十六条に規定する罪
- 二十二 売春防止法（昭和三十一年法律第一百八号）第七条第二項又は第三項（同条第二項に係る部分に限る。）に規定する罪
- 二十三 航空機の強取等の処罰に関する法律第一条又は第四条に規定する罪
- 二十四 火炎びんの使用等の処罰に関する法律第二条に規定する罪（人の生命又は身体に危険を生じさせる行為に係るものを除く。）
- 二十五 人質による強要行為等の処罰に関する法律第一条から第三条までに規定する罪
- 二十六 細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第九条第二項に規定する罪（人の生命又は身体に危険を生じさせる行為に係るものを除く。）又は当該罪に係る同条第三項に規定する罪
- 二十七 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第三十八条第二項に規定する罪（人の生命又は身体に危険を生じさせる行為に係るものを除く。）又は当該罪に係る同条第三項に規定する罪
- 二十八 保険業法（平成七年法律第百五号）第三百三十一条第四項に規定する罪
- 二十九 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第五百五十五条に規定する罪

- 三十二 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第八条に規定する罪
- 三十三 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三条（同条第一項第四号から第六号まで、第八号又は第十号に係る部分に限る。）、第四条（同法第三条第一項第三号及び第九号に係る部分を除く。）又は第七条（同条第一項第三号から第五号までに係る部分に限る。）に規定する罪
- 三十四 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二百六十条又は第二百六十三条に規定する罪
- 三十五 外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第二百二十九号）第六十六条に規定する罪
- 三十六 会社更生法（平成十四年法律第五百四十四号）第二百七十一条に規定する罪
- 三十七 市町村の合併の特例等に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第六十七条第一項又は第二項に規定する罪
- 三十八 破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百七十二号又は第二百七十五条に規定する罪
- 三十九 会社法（平成十七年法律第八十六号）第九百七十条第四項に規定する罪
- 四十 国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律（平成十九年法律第三十七号）第六十四条に規定する罪
- 四十一 放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律第三条第一項又は第二項に規定する罪（人の生命又は身体に危険を生じさせる行為に係るものを除く。）
- 四十二 海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律第三条第一項又は第二項に規定する罪

○国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）

（内部部局）

- 第七条 省には、その所掌事務を遂行するため、官房及び局を置く。
- 2 前項の官房又は局には、特に必要がある場合においては、部を置くことができる。
- 3 庁には、その所掌事務を遂行するため、官房及び部を置くことができる。
- 4 官房、局及び部の設置及び所掌事務の範囲は、政令でこれを定める。
- 5 庁、官房、局及び部（その所掌事務が主として政策の実施に係るものである庁として別表第二に掲げるもの（以下「実施庁」という。）並びにこれに置かれる官房及び部を除く。）には、課及びこれに準ずる室を置くことができるものとし、これらの設置及び所掌事務の範囲は、政令でこれを定める。
- 6 実施庁並びにこれに置かれる官房及び部には、政令の定める数の範囲内において、課及びこれに準ずる室を置くことができるものとし、これらの設置及び所掌事務の範囲は、省令でこれを定める。
- 7 委員会には、法律の定めるところにより、事務局を置くことができる。第三項から第五項までの規定は、事務局の内部組織について、これを準用する。
- 8 委員会には、特に必要がある場合においては、法律の定めるところにより、事務総局を置くことができる。

○外務省組織令（平成十二年政令第二百四十九号）

（領事局の所掌事務）

第十三条 領事局は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 海外における邦人及び本邦に在留する外国人（以下「在日外国人」という。）に係る外交政策に関する事
- 二 海外における邦人及び在日外国人に関し、日本国政府を代表して行う外国政府との交渉及び協力に関する事
- 三 海外における邦人及び在日外国人に関し、日本国政府を代表して行う国際機関等への参加及び国際機関等との協力に関する事
- 四 在外選挙の実施に関する事
- 五 海外における邦人の法律上又は経済上の利益その他の利益の保護及び増進に関する事（経済局及び国際協力局の所掌に属するものを除く。）
- 六 海外における邦人の生命及び身体の保護その他の安全に関する事
- 七 海外における邦人の身分関係事項に関する事
- 八 身分関係事項その他の事実について内外の公の機関が発給した文書の内外にわたる証明に関する事
- 九 旅券の発給並びに海外渡航及び海外移住に関する事
- 十 査証に関する事
- 十一 在日外国人の待遇に関する関係行政機関の事務の連絡調整に関する事
- 十二 第二号から前号までに掲げるもののほか、海外における邦人及び在日外国人に関する対外関係事務の処理及び総括に関する事

（政策課の所掌事務）

第八十五条 政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 領事局の所掌事務に関する総合調整に関する事
- 二 海外における邦人に係る外交政策に関する事（海外邦人安全課の所掌に属するものを除く。）

- 三 海外における邦人に関し、日本国政府を代表して行う外国政府との交渉及び協力に関すること（海外邦人安全課及び旅券課の所掌に属するものを除く。）。
- 四 海外における邦人に関し、日本国政府を代表して行う国際機関等への参加及び国際機関等との協力に関すること（海外邦人安全課及び旅券課の所掌に属するものを除く。）。
- 五 在外選挙の実施に関すること。
- 六 海外における邦人の法律上又は経済上の利益その他の利益の保護及び増進に関すること（経済局及び国際協力局並びに海外邦人安全課の所掌に属するものを除く。）。
- 七 海外における邦人に関する条約その他の国際約束の締結の準備及びその実施に関すること（海外邦人安全課及び旅券課の所掌に属するものを除く。）。
- 八 海外における邦人の身分関係事項に関すること。
- 九 身分関係事項その他の事実について内外の公の機関が発給した文書の内外にわたる証明に関すること。
- 十 海外移住に関すること。
- 十一 海外交流審議会の庶務に関すること。
- 十二 第三号から前号までに掲げるもののほか、海外における邦人に関する対外関係事務の処理及び総括に関すること（海外邦人安全課及び旅券課の所掌に属するものを除く。）。

○総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）

（自治行政局の所掌事務）

第七条 自治行政局は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 地方自治及び民主政治の普及徹底に関すること（自治財政局及び自治税務局の所掌に属するものを除く。）。
- 二 国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡調整に関すること（自治財政局及び自治税務局の所掌に属するものを除く。）。
- 三 地方公共団体の求めに応じて当該地方公共団体の行政及び財政に関する総合的な調査を行うこと。
- 四 地方自治に係る政策で地域の振興に関するものの企画及び立案並びに推進に関すること。
- 五 豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）第二条第一項に規定する豪雪地帯をいう。第四十九条第七号において同じ。）の雪害の防除及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 六 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）の規定による土地開発公社及び土地の先買いに関する事務を行うこと。
- 七 地方自治に影響を及ぼす国の施策の企画及び立案並びに運営に関し、必要な意見を関係行政機関の長に述べること（自治財政局及び自治税務局の所掌に属するものを除く。）。
- 八 地方公共団体の自主的かつ主体的な組織及び運営の合理化の推進について必要な助言その他の協力をを行うこと。
- 九 地方自治に関する調査及び研究に関すること。
- 十 地方公共団体の組織及び運営に関する制度の企画及び立案に関すること。
- 十一 市町村の合併、広域行政その他地方公共団体の機能の充実に関する政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 十二 住民基本台帳制度に関すること。
- 十三 住居表示制度に関すること。
- 十四 行政書士に関すること。
- 十五 地方独立行政法人に関すること（自治財政局の所掌に属するものを除く。）。
- 十六 地方公務員に関する制度の企画及び立案に関すること。

- 十七 地方公共団体の人事行政に対する協力及び技術的助言に関すること。
- 十八 地方公務員の共済制度及び災害補償制度に関すること。
- 十九 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）及び同法の規定を準用する法律に基づく選挙に関する制度の企画及び立案に関すること。
- 二十 最高裁判所裁判官の国民審査、一の地方公共団体のみに適用される特別法の制定のための投票、日本国憲法改正の国民の承認に係る投票及び地方公共団体の住民による各種の直接請求に基づく投票に関する制度の企画及び立案に関すること。
- 二十一 前二号に掲げる選挙、国民審査及び投票の施行の準備に関すること。
- 二十二 第十九号及び第二十号に掲げる選挙、国民審査及び投票の普及及び宣伝に関すること。
- 二十三 政党その他の政治団体、政治資金及び政党助成に関すること。
- 二十四 地方自治に係る基本的な政策の企画及び立案に関すること。
- 二十五 地方自治に係る政策の企画及び立案、公文書類に関する意見並びに調査及び統計の作成について関係部局（自治行政局、自治財政局、自治税務局及び消防庁をいう。以下同じ。）の調整を図ること。
- 二十六 地方公共団体の情報システムに関する企画及び立案並びに関係部局の調整に関すること。
- 二十七 地方自治に関する情報を処理するため必要な総務省の情報システムの整備及び管理に関すること。
- 二十八 地方自治に係る国際協力に関すること。
- 二十九 国地方係争処理委員会及び自治紛争処理委員の庶務に関すること。
- 三十 地方財政審議会地方公務員共済組合分科会の庶務に関すること。
- 三十一 中央選挙管理会の庶務に関すること。
- 三十二 前各号に掲げるもののほか、地方自治法、公職選挙法その他の法律（法律に基づく命令を含む。）で総務省に属させられた地方行政並びに第十九号及び第二十号に掲げる選挙、国民審査及び投票に関する事務に関すること。

○日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）

（趣旨）

第一条 この法律は、日本国憲法第九十六条に定める日本国憲法の改正（以下「憲法改正」という。）について、国民の承認に係る投票（以下「国民投票」という。）に関する手続を定めるとともに、あわせて憲法改正の発議に係る手続の整備を行うものとする。